



旭川市の防災に関する主な取組

【報告事項】

ASAHIKAWA CITY

旭川市備蓄計画は、本市における備蓄の在り方に関して基本的方針を示したものの。平成27年度に策定し5年ごとに見直しを行い、新たな課題が生じた場合は、その都度検討を加え修正しています。今回の見直しは、令和6年1月に発生した能登半島地震や国の防災基本計画の内容等を踏まえ、令和8年2月に計画を改定しました。

改定のポイント

① 備蓄目標数の見直し

能登半島地震における実例として、国等からの応急生活物資が被災地に到着したのは発災後2日目以降であったこと等を踏まえ、発災後1日分の物資を市の備蓄で賄うよう備蓄目標数の見直しを行いました。

② 備蓄品目の拡充

要配慮者に配慮した介護食や液体ミルク、パン類の備蓄を開始するほか、スフィア基準等を考慮したトイレの拡充、おむつ、女性用生理用品の確保など、備蓄品目の充実を図ります。

③ 良好な避難所環境を確保するための資機材整備

要配慮者等避難者の災害関連死の防止を目的として、発災直後から良好な避難所環境を整えるため、ポータブル電源や避難所用テント、段ボールベッドなどの資機材を整備します。



< 避難所テント >



< 段ボールベッド >



< ポータブル電源 >



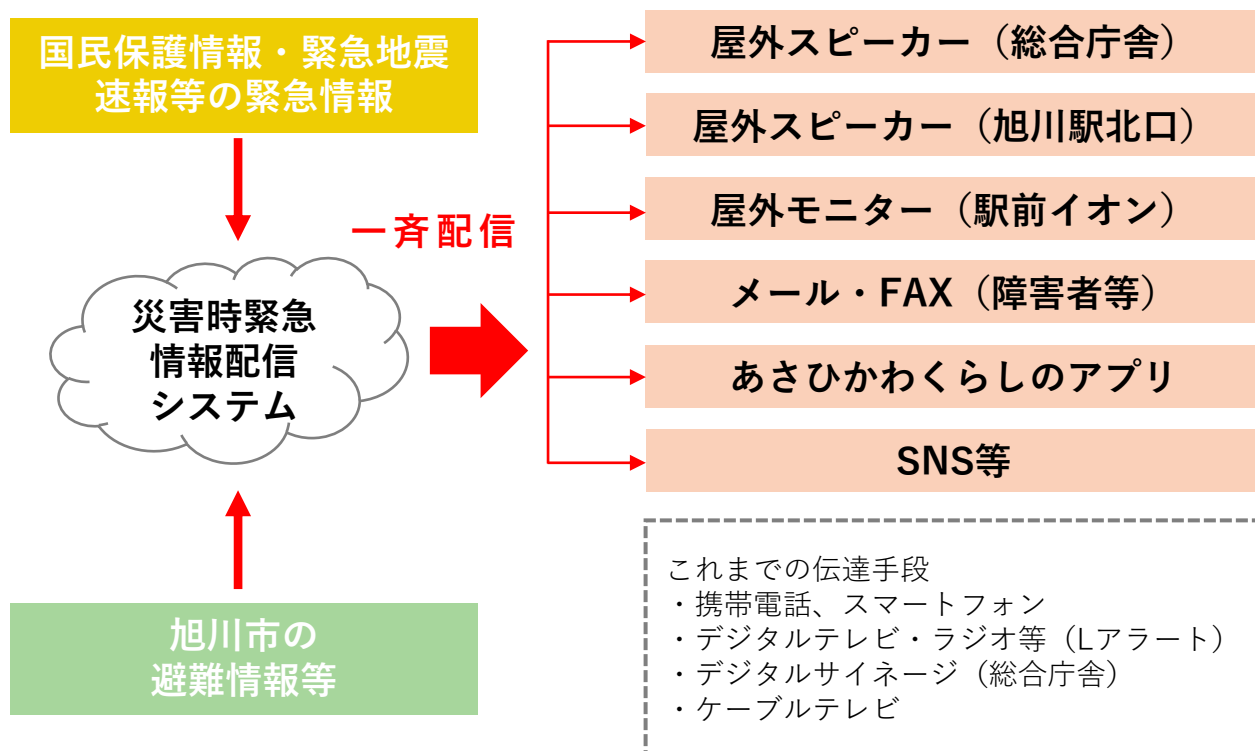
< ポータブルストーブ >

防災行政無線等の整備について

報告事項②

災害時における本市の情報伝達手段は、これまで携帯電話、テレビ等のメディア（Ｌアラート）、広報車等により行っていたが、携帯電話を持たない方や、災害情報が入手困難な障害者や観光客等に対しても迅速・確実な情報伝達ができるよう、令和７年度に災害時緊急情報配信システムを整備し、令和８年４月１日から運用を開始しました。

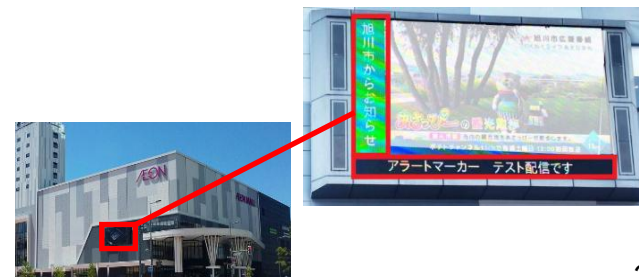
災害時緊急情報配信システムイメージ図



屋外スピーカー【総合庁舎・旭川駅北口】



屋外モニター【旭川駅前イオン】



旭川市洪水ハザードマップの改定について

報告事項③

令和3年7月に水防法が改正され、浸水想定区域の指定対象が拡大されたほか、内水ハザードマップ作成の義務化されました。このことから、中小河川の洪水浸水想定区域図を反映させた新しい洪水ハザードマップ、下水道などから水が溢れる内水氾濫の浸水想定区域図を掲載した内水ハザードマップ、災害時に役立つ情報をまとめた冊子「旭川市防災これ一冊 まとまっぷ」を作成し、令和8年3月に全戸配布が完了しました。

まとまっぷのポイント

① 新しい洪水ハザードマップ

これまでの洪水ハザードマップ（国又は道が管理する13の大河川の浸水想定区域を反映）に加えて、**38の中小河川の洪水浸水想定区域を反映**させた洪水ハザードマップを掲載。

② 内水ハザードマップを新規に作成

雨水を排水しきれずに下水道などから水があふれる**内水氾濫による被害予測図**と避難場所などの情報を地図上に表示した内水ハザードマップも掲載。

③ 災害時に役立つ情報をまとめました

水害だけでなく、地震対策、土砂災害対策、停電対策、防災情報の入手方法など、**災害全般の対策**を掲載。



色の違いを強調した配色 → より見やすく



あさひかわデジタルマップー旭川市公開型GISー